

令和6年度第6回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月27日（月）午後1時30分から2時13分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見

4. 欠席委員（3人）

6番	松井	成樹
11番	林	恵子
14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第 6 その他

(1) 10月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第 7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
 局長補佐 高嶋 良子
 主査 松村 邦弘
 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻になりましたので、ただいまよりあわらし農業委員会定例総会、始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をお願いします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局： それでは、本日の出席状況についてご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名でございます。なお、6番松井委員、11番林委員、14番朝倉委員、推進委員の中嶋委員、南坂委員、八木委員、堀川委員からも欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事 務 局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議 長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、1番川端委員、2番藤野職務代理者の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回、5件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は愛知県春日井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は後山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は後山地係の田、ほか6筆で、合計面積は8,406㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

2番につきましては、譲渡人は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北金津地係の田、ほか3筆で、合計面積は5,246㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

3番につきましては、譲渡人は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんと茨城県つくば市にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北金津地係の田、ほか1筆で、合計面積は1,669㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

4番につきましては、譲渡人は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんと、坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北金津地係の田1筆、355㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。6ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

5番につきましては、譲渡人は京都市にお住まいの〇〇〇〇さんです。譲受人は井江葭にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は井江葭地係の畑1筆、56㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。7ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各の各号、不許可の条件には該当しないため、

問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、13番北委員、お願いいたします。

13番： ○○○○さんにつきましては、長年、譲渡人の田んぼを長年耕作してきておりましたが、諸般の事情によって譲り受けるということの説明を伺っておりました。問題はないだろうと思います。

以上です。

議長： ありがとうございました。

次に、番号2番から4番について、5番館委員、お願いいたします。

5番： 2、3、4ともに所有権の移転ということで、農地としての売買ということで、特に問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。

次に、番号5番につきまして、1番川端委員、お願いいたします。

1番： ただいま、事務局から説明がありましたとおり、所有権の移転ということで、問題ないと思います。

以上です。

議長： ありがとうございました。

3条の許可は写真確認のため、現地調査はありません。

それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。8ページをお開きください。

今回、案件としましては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、貸付人は東京都渋谷区にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は滝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、滝地係で、登記地目は田、面積は178㎡でございます。用途につきましては駐車場及び家庭菜園でございます。事由につきましては、申請人は賃借権を設定し、申請地に駐車場及び家庭菜園を整備したいとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで、第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能です。今回は集落に接続して設置される施設のため、許可できるものと判断しております。申請地の位置図、付近図は9ページ、施設の計画図につきましては10ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、譲渡人は国影にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、国影地係で、登記地目は畑、面積は11㎡でございます。用途につきましては住宅用の進入路でございます。事由につきましては、申請人は申請地をコンクリート舗装し、今現在3.19mから3.43mの幅があります住宅用進入路を4.7mに拡幅することとでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、あわら市役所芦原支所からおおむね500m以内にある農地のため、第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能です。今回は集落に接続して設置される施設のため、許可できるものと判断しております。申請地の位置図、付近図は11ページ、施設の計画図につきましては、12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。まず、番号1番につきましては、私が説明をいたします。

先ほどの事務局の説明があったとおりでございます。住宅地に近いところで、問題はないというふうに思います。

次に、番号2番につきまして、1番川端委員、お願いいたします。

1 番： 事務局のほうから説明があったとおり、住宅用の進入路がどうしても幅が狭くて車がちょっと入りにくいということで、私も現地のほうをちょっと確認したんです

けれども、〇〇〇〇さんから所有権を受けるという形で幅を広げて進入路を拡張したいということで、住宅用の進入路を整備するのに当たって、何ら問題とかはないと思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件について、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13 番： 本日、午前9時より、長谷川委員、私、事務局の3名で、申請地の現地調査をしてきました。先ほど、事務局が説明したとおりのように思われます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。

なお、番号1番につきましては、〇番〇〇〇〇委員が関係しておりますので、まず、番号2番について、採決いたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、よって、県に進達するものといたします。

〇〇〇〇委員、退席してください。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画について」をご説明いたします。あわら市農用地利用集積計画の9月分があわら市から提出されたので、その決定を求めます。

14ページにお進みください。公告予定日につきましては令和6年9月30日月曜日でございます。借手は6人、貸手は9人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が18筆、5万2,462㎡、うち再設定が、表の右下部の記載のとおり6筆、1万6,076㎡でございます。期間別内訳は、3年の田が6筆、1万6,076㎡、畑が1筆、4,089㎡、4年の畑が1筆、907㎡、5年の畑が6筆、2万4,520㎡、10年の畑が4筆、6,870㎡でございます。

15ページにお進みください。集落別内訳については、下番の田が6筆、赤尾の畑が4筆、北潟の畑が7筆、城の畑が1筆でございます。利用権移転の耕作者が変更になった筆が1筆、907㎡でございます。

16ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番から3番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田、全部で6筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定で、1番と2番の10a当たりの賃借料は1万6,000円でございます。3番の10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、1番、2番、3番ともに、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年でございます。再設定でございます。

4番から17ページにかけての5番、6番につきましては、借受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。赤尾の畑、全部で4筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年10月1日から令和16年12月31日までの10年でございます。

7番につきましては、借受人は〇〇〇〇で、北潟の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年でございます。

8番につきましては、借受人は〇〇〇〇で、北潟の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年でございます。

9番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんで、城の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年でございます。

10番につきましては、利用権の移転でございます。借受人は〇〇〇〇で、北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年10月1日から令和10年12月31日までの4年でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件

を満たしております。

それから、先月の農用地利用計画の議案のときに、質問のあった2点についてを回答いたします。

まず、1点目のご質問は、農用地利用集積計画の決定についての表の中で、同じ貸し借りの相手同士で土地が複数筆あった場合、それぞれの10a当たりの単価が違う場合が出てくる。そうすると、この表のような記載の仕方でよいのかというご質問でしたが、同じ貸し借りの相手で単価の違う筆が出てきた場合は、表を単価ごとに1番、2番、3番というふうに分けて記載いたします。

2点目のご質問は、同じく農用地利用集積計画の決定についての表の中で、新規就農の方が賃借権の設定で、利用目的が果樹でブドウを栽培されるということだが、ブドウはワイン用のブドウかどうかというご質問でした。栽培されるブドウは生食用のブドウということです。

以上2点が回答です。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないですので、採決に入ります。議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長： 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。20ページをご覧ください。こちらの20ページは、10月利用権分の農地中間管理事業の満期による更新と新規の一覧です。

1番につきましては、中浜の田255筆で、利用権を設定する者は67名です。転貸先は〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

2番につきましては、北潟の田8筆でございます。利用権を設定する者は6名で、転貸先は〇〇〇〇で、新規設定でございます。

21ページにお進みください。255筆と非常に筆数が多いですが、31ページまでが中浜の田255筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稻で、賃借

権の設定、賃借料は10 a 当たり 2 万円でございます。

続けて32ページにお進みください。北潟の田 8 筆の利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10 a 当たり 1 万円と8,000 円でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

浅井推進委員： ちょっとすみません。利用権と賃借権、それぞれちょっと教えてもらえませんか。こんなに田んぼで利用権を設定して、設定するためには賃借権を、賃借権は何の違いや。

事 務 局： 賃借権か使用貸借権かの違いです。賃借権のほうは、賃料が発生するもので、使用貸借権は賃料が発生しない利用権になります。

浅井推進委員： だから要するに、農地を利用する権利やろ。賃借権ってのは、要するに賃借、借りる権利やの。

事 務 局： お金が発生する……。

浅井推進委員： 賃借料が発生するよね。何かこれ、厳格に使い分けできんのか、分からんけど。

事 務 局： 利用権という、こういう大きい枠組があって、その中に賃借権と使用貸借権って2つ入っている。その利用権の中の一部が賃借権というような考え方です。

浅井推進委員： 分かりました。使用貸借の場合はまた違うんやの、賃借権と。契約しても中身がの。分かりました。

議 長： よろしいですか。

浅井推進委員： はい。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

浅井推進委員： それともう一つ。これ、何かこんな法律、今まであんまり聞いたことなかつ

たんですが、10年契約でやってた賃貸借が中間管理機構になるって意味かね、契約自体が。これ、おそらく初めて、〇〇〇〇のは、こんな形で出てきてるんですか、前回も。

事務局： 10年前もこのような計画で出てきておりまして、今回10年が経過するので、新たに、またこの計画を作成したところです。

浅井推進委員： 法律に基づく農用地利用集積計画、何か法律に基づいて今までやってきたもの。そしたら、内容は変わらないんだよね、内容は。中間管理機構が全面的にやるという意味。

事務局： 今、浅井推進委員委員がおっしゃっているのは、ちょっと今、〇〇〇〇については、10年前も中間管理で契約して、その10年が今、満了するということで、また切れた後も中間管理事業でやりたいですということで更新の申請が出てると。

浅井推進委員： 〇〇〇〇が、うん。

事務局： で、今、浅井委員がおっしゃっているのは、今、議案の第4号じゃなくて議案第3号ですね。経営基盤促進法に基づく集積計画。こちらが来年の3月をもちまして終了すると。で、終了した後は、この中間管理事業を使うのか、3条の賃貸借の契約を結ぶのか、どちらかというふうになっています。

浅井推進委員： 後で中間管理機構に移るやつが、今、この形に変わってくるんやろ。

事務局： そうです。今、第3号で上げていたような契約が切れた後は、もう第3号のこの集積計画というのはもうないので、この第4号の中間管理にするのか、先ほど、第1号で上げた3条の賃貸借にするのか、どちらかを選んでいただく。

浅井推進委員： どっちが選べてというので。

事務局： はい。ということになります。

浅井推進委員： 表面的には変わってるけど、実質的にはあんま変わらんちゃうことやろ。

事務局： 使う制度は選んでもらうことになります。

浅井推進委員： はい、分かりました。

議長： ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。33ページにお進みください。この農地法第3条の3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。

今回、4件の届出がございました。

全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、上番の田畑5筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和2年12月30日でございます。

2番の届出につきましては、蓮ヶ浦の田畑3筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年5月27日でございます。

3番の届出につきましては、北潟の田1筆でございます。権利取得者は国影にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成23年7月20日でございます。

4番の届出につきましては、北金津の田畑2筆でございます。権利取得者は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成7年9月11日でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報

告について」事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。34ページをお開きください。

今回、1件の届出がございました。

1番につきましては、後山の田7筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。今後は、賃借人の息子さんが耕作をするということで、そのための解約でございます。以上で説明を終わります。

議長： 本件について、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議長： 次に、その他の(1)「10月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、10月農業委員会定例総会について、日程についてご報告させていただきます。10月ですけれども、事務局の都合や畑作調査の依頼も入ってきておりまして、その都合によりまして、10月28日月曜日の時間は午後の1時半から開催いたしたいと思います。

議長： ただいま、10月の定例総会の開催予定について説明がありました。ご意見、ご質問ありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、事務局説明のとおり、10月の定例総会は10月28日月曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいま、何点か説明がありました。質問等、ご意見ございましたら受けたいと思います。

5 番： すみません。視察研修の1日目の座学研修ですけれども、これって、具体的にあらから何かレクチャーしてもらうという感じなんですか。

事務局： まだちょっとその内容についても詰めきれてはいないんですけれども、農業委員会としての取組を紹介していただけるというふうには聞いております。

5 番： こっちは別に聞いてるだけってことですか。

事務局： そうですね。基本的には座っての研修というのになる見込みです。何かちょっと内容について、こういうふうのが希望やっていうのであれば、またそれは向こうにお伝えできますので、こちらの希望も当然お伝えして構わないと思います。何かありましたら、また事務局のほうにお申しつけください。

5 番： 視察研修というのはコロナの影響でずっとなかったと思うんですけども、私は農業委員になって初めてなんですけども、そのコロナになる前もやっぱこういう座学研修ってのはあったがですか。

事務局： そうですね。前回、平成30年と聞いておまして。平成30年に滋賀県に行った…。

事務局： 東近江市、たしか。

事務局： 前回、平成30年に滋賀県の近江市に行っておりまして、その前も、おおむねどこも初日は座学のための委員会のほうに出向いて座学で、で、2日目は現地に出向いてというのが、言うとなんていう研修となっているようです。

議長： ほかによろしいですか。

澤田推進委員： すみません。今の研修の件ですけれども、その以前したときに、農業委員会の研修に行くときに、背広、ネクタイだったよね、皆さん。それは何で背広、誰か1人の委員さんが背広、ネクタイで行かなあかんのかねと言われたときに、背広、ネクタイで来てくださってと言われて行ったんですよ。

で、今回は背広、ネクタイで行かなあかんのか、それとも、要するに今のこの農業委員会のこういう形で行けばいいのか、ちょっとその辺教えてほしい。

事務局： ちょっとまだそこまで、服装はちょっと考えてなかったんですけど、そういった

ご意見を今おっしゃるので、なるべく軽装ということですよ。

辻下推進委員： そのときも皆さん2着持って行って、当日は背広、ネクタイで出て、次の日からは普通のラフな格好でしてましたけど。

事務局： ちょっとまた、そこ、検討させてください。

辻下推進委員： 聞いてというか、それは、聞いてネクタイしろというのは、僕は反対です。

今の時代にネクタイなんてのはいつも必要じゃないんで、ほとんどノーネクタイが多いんですよ。昔の農業委員さんは、現地調査もみんな背広で来とったって、一時期は。田んぼやら、俺ら調査委員もみんな、ほんで来てたんや、背広で。何で、あんた、あいつらそんな格好で来なあかんのやって言ったら、みんなそういうふうにせなあかんねんって言ってたけど、今の時代はそんなもん、普通、言ってもさ、普通ノーネクタイが多いで。最低限のブレザー的なもので、失礼のない程度の服装であって、そんなかしこまったような服装でなければいいと思いますよ。

だから、僕はそういうふうに提案しますけども、皆さんも、そんな言われたことをみんな、はい、はいって言って、そのとおりやるのはおかしい話で、相手に失礼のない程度の服装でいいんじゃないかというふうに思います。

- 5 番： 関連した質問ですけども、2日目の現地視察ってありますよね。これ多分、農地が何かを見に行くんやろうと思うんですけど、長靴は持ってくる必要はないんですか
何で長靴かいうと、実は私、土地改良区で一遍視察に行ったんですよ。あれはたしか10件だったと思うんですけど、そのときは田んぼに入るんですよ。田んぼ入ったり、だから、靴、我々靴ごと……、皆さん、普通の靴しか履いてなかったんですけど、田んぼ入るっていうの、はじめから分かとりゃ、長靴持っていったほうがよかったんかなって気がして今の質問をしたわけです。

事務局： 行き先が実はまだはっきり決まっていない関係もあって、田んぼの中に入るような研修になるのかどうかというのはまだ決まっていないので、見て回るだけで済むような研修なのかもしれませんし、ちょっと時間が短いということも向こうの農業委員会は気にしてしまして、私ども、ちょっとそんなに遠くはないんですけど、1時間とか2時間でさっと来れる距離ではないので、その辺もちょっと考えながら、場所を選んでいただいている関係もありまして、まだちょっとどんな内容かについても決まっていませんので、またその辺も決まってきたら、そういった服装も含めて、持ち物とかも大体決まってくると思いますので、なるべく早く決まるようにさせていただこうと思いますので、すみません。

議 長： ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

よろしいですか。先ほど、事務局のほうから福井地区の研修とか、農業委員会大会とかというのは、自分で行くようにという話がありました。よろしいですか。
自治会館というのは、駐車場、そんなにあったっけ。

事 務 局： 来る人数というのは大体向こうは計算してまして、それでまた駐車場も確保する、そこだけの駐車場じゃなくて確保されると思いますので、そこは心配ないと思います。

議 長： いつもの駐車場なら小さい駐車場あるだけですから……。

事 務 局： 遠いところの農業委員会はバスで来るところも、大野とか勝山とかだとバスで来られるんだと思うんです。

議 長： 確認してみてください。

ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、その他の(2)を終わりたいと思います。

せっかくの機会でございます。何か皆様のほうから、その他でご意見等ありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、これからまた、農作業等々続くかと思います。農作業のほう
はちょいちょい事故があります。決してけがしないように、気をつけて作業をして
いただきたいと思います。

これをもって、今日は会議を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年9月27日

議 長

委 員

委 員